

自分の将来を自分で決める 任意後見制度とは

任意後見制度は、十分な判断能力があるうちに、あらかじめ選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

これから先、こんな生活を送りたいと思っていても、認知症になったら思いどおりにはならないかも…。どうしたらよいかしら。



私も同じように心配していたことがあり、任意後見契約を結んでいます。判断能力のあるうちに「任意後見人」を決めておくと、いざというときに自分の希望どおりにしてもらえるんですよ。

成年後見制度に関する相談先

品川区社会福祉協議会品川成年後見センター

〒140-0014 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル2階
電話 03-5718-7174 (直通) FAX 03-6429-7600



発行年月：2021（令和3）年10月
〒140-8715 品川区広町2-1-36
電話 03-5742-6914
FAX 03-5742-6797

発行：品川区福祉部福祉計画課

品川区役所 成年後見制度 検索



生活の中で

このような困りごとはありませんか？



いままでやっていた書類の手続きが複雑に感じるようになってきた



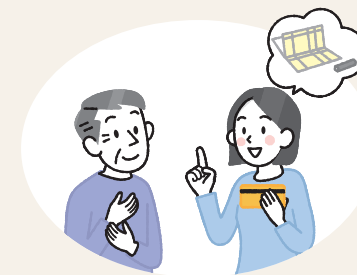
お金の管理が自分ひとりでできなくなってきた



将来に不安のある家族がいる

成年後見制度であなたの困りごとをサポートできます。

成年後見制度を利用すると、後見人がこんなサポートをしてくれます。



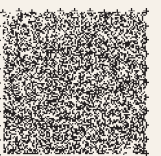
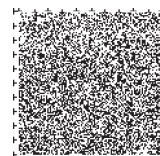
通帳の管理や
支払いのお手伝い



医療や福祉
サービスの契約



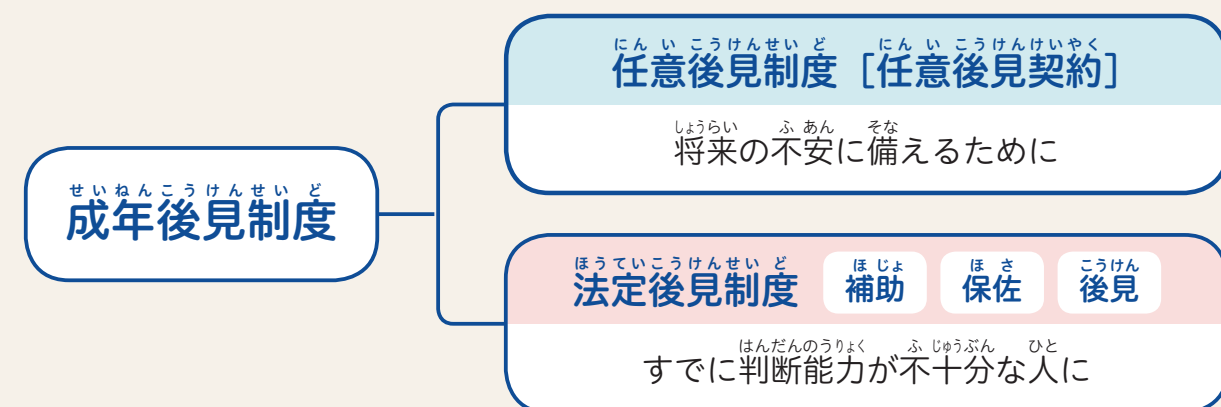
定期的な訪問や
見守り



成年後見制度とは

安心して自分らしく暮らせるよう、後見人が認知症・知的障害・精神障害などの
 方々の生活や財産を守り、契約を代わりに行うなど、法的に様々な支援を行う制度
 です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つの種類があります。



成年後見の制度や手続きに
 ついてわかりやすくご説明
 しています。

お気軽にご相談
 ください。

成年後見制度の利用の流れ



品川区社会福祉協議会
 品川成年後見センター

1 申し込みの準備をします。(申立て書類の作成)

2 家庭裁判所に申し込みます。(申立て)

3 後見人の決定後、支援が開始されます。

4 亡くなられた場合などに支援が終了します。



成年後見制度に関するQ&A



Q1 だれが後見人になるの？

A1

本人にとって身近な支援者

専門的な講座を受けた市民

福祉や法律の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)

本人の気持ちや身体の状態、生活状況に合った支援を行う人を家庭裁判所が決定します。

Q2 後見活動はいつまで続くの？

A2

成年後見制度は、ほとんどの場合が一度始めると、ご本人がお亡くなりになるまで続きます。判断する能力が回復した場合は終了します。

Q3 不正が行われないか心配です

A3

家庭裁判所が定期的に書類のチェックなどを行います。
 また、後見人とは別に、正しい支援が行われているか後見人の活動を確認する監督人がつく場合もあります。

Q4 成年後見制度を利用するには費用はかかるの？

A4

申し込み(申立て)の時に1万円程度、利用開始後に後見人への報酬として月額1~2万円程度かかります。
 また、監督人がつく場合は、監督人への報酬も発生します。